

定期建物賃貸借契約についての説明

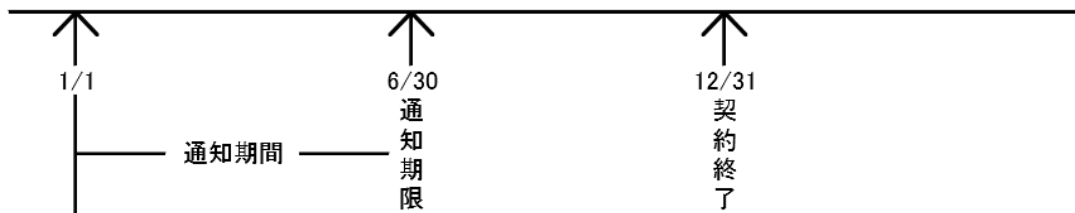
(貸主) 〒062-0933 札幌市豊平区平岸3条5丁目1-1
株式会社めぐみ企画

定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項にもとづき、次のとおり説明します。

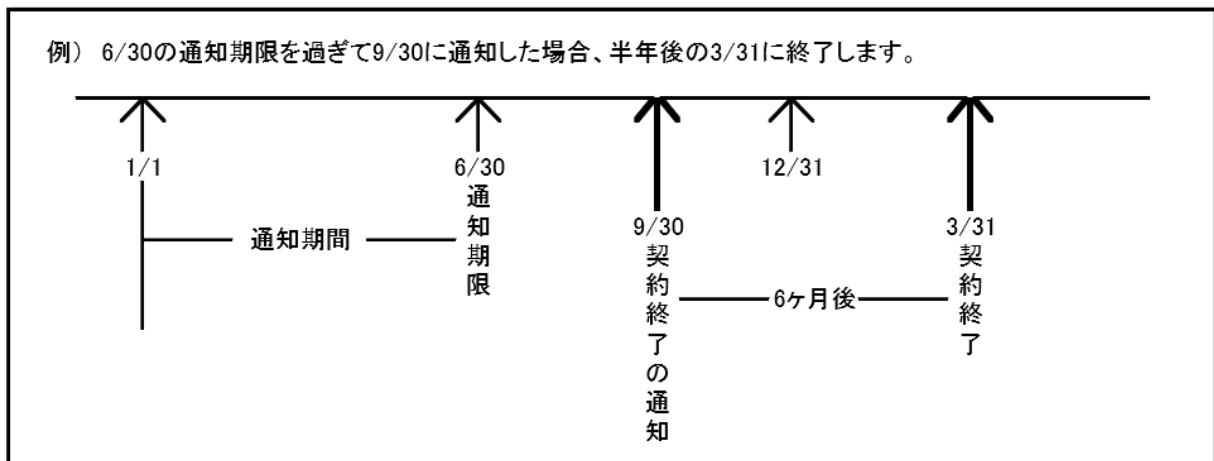
定期建物賃貸借契約は更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き、期間満了日までに物件を明け渡さなければなりません。

ただし、貸主は、期間満了日の1年前から6ヶ月前までの間（以下「通知期間」という。）に借主に対し、「期間満了により賃貸借が終了する」旨を書面によって通知するものとします。通知期間を経過した場合、借主は期間満了後も物件を引き続き賃借することができます。

貸主は通知期間の経過後、借主に対し「期間満了により賃貸借が終了する」旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了します。



通知期限を過ぎると、契約終了日も延びます。



上記住宅につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

令和 3 年 月 日

氏名

印